

第6次榛東村総合計画

後期基本計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年3月

群馬県榛東村

もくじ

重点施策	5
(1) 重点施策の位置付け	5
(2) 重点施策	6
第1章 健やかで生き生きとしたむらづくり	9
基本施策1 地域福祉の推進	9
基本施策2 子育て支援の充実	11
基本施策3 保健・医療の充実	13
基本施策4 高齢者福祉の充実	15
基本施策5 障がい者福祉の充実	17
基本施策6 社会保障制度の充実	20
第2章 人と文化を育むむらづくり	24
基本施策1 学校教育の充実	24
基本施策2 生涯学習の推進	28
基本施策3 スポーツの振興	31
基本施策4 地域文化の振興	33
第3章 快適で住みよいむらづくり	35
基本施策1 道路・交通網の整備	35
基本施策2 上下水道の充実	37
基本施策3 適正なごみ処理の推進	40
基本施策4 住宅・公園等の整備	42
基本施策5 計画的な土地利用の推進	44
第4章 豊かで活力あるむらづくり	46
基本施策1 農林業の振興	46
基本施策2 商工業の振興	49
基本施策3 観光産業の振興	51
基本施策4 就業環境の充実	53
第5章 自然と安全・安心を守るむらづくり	55
基本施策1 自然環境・景観の保全	55
基本施策2 消防・防災・防犯体制の強化	58
第6章 自主自立のむらづくり	62
基本施策1 行財政改革の推進	62
基本施策2 広報・広聴の充実	64
基本施策3 情報化の推進	66
基本施策4 協働のむらづくりの推進	68

重点施策

(1) 重点施策の位置付け

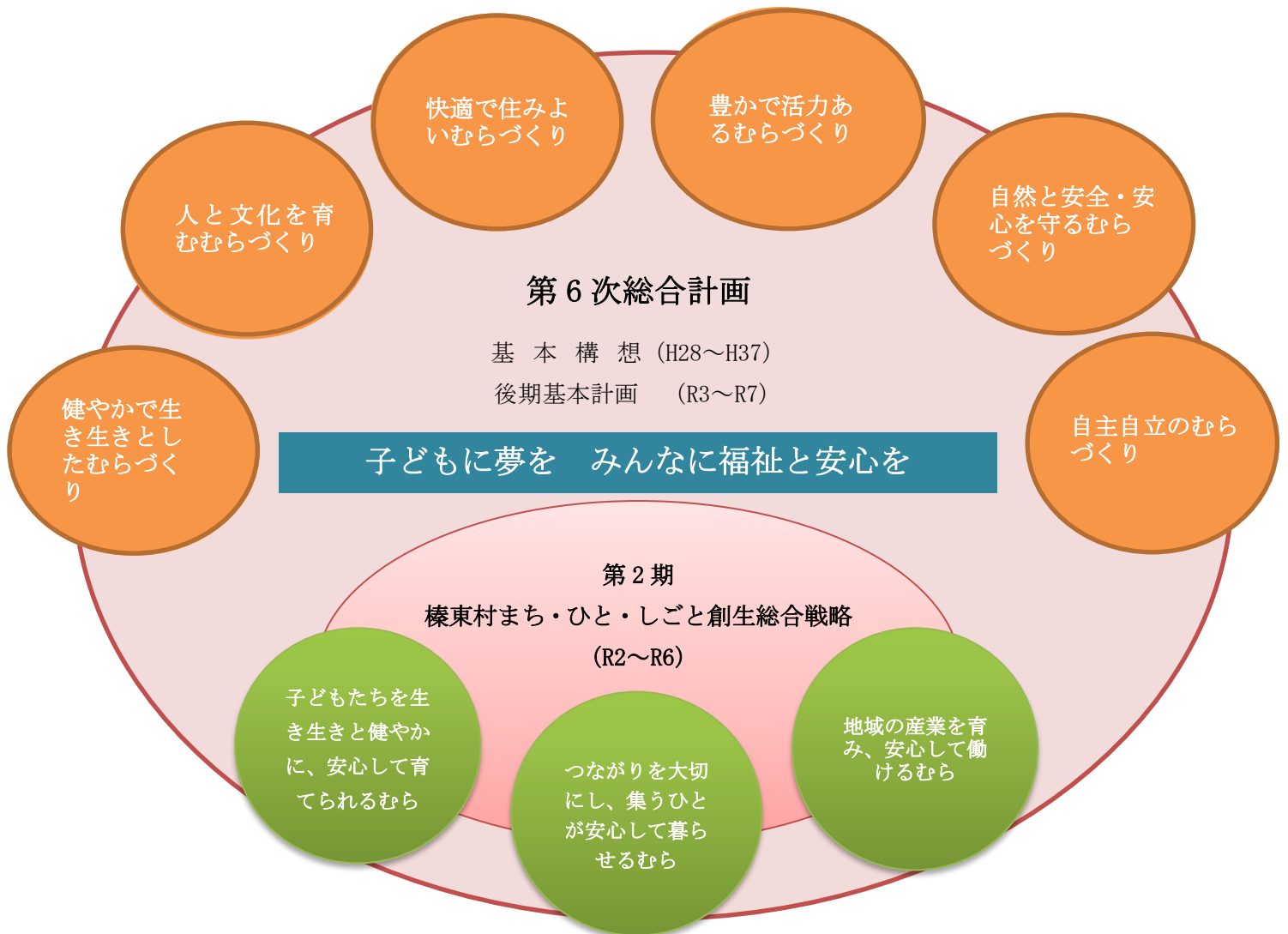
総合計画と総合戦略の関係

現在、日本全体が人口減少社会に突入し、本村においても同様に、少子高齢化・人口減少の影響が懸念されています。

こうした全国的な人口減少と、それに伴う地方の衰退に歯止めをかけるため、国においては、人口減少対策と地方創生を推進するための基本方針を決定し、平成26年11月に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。

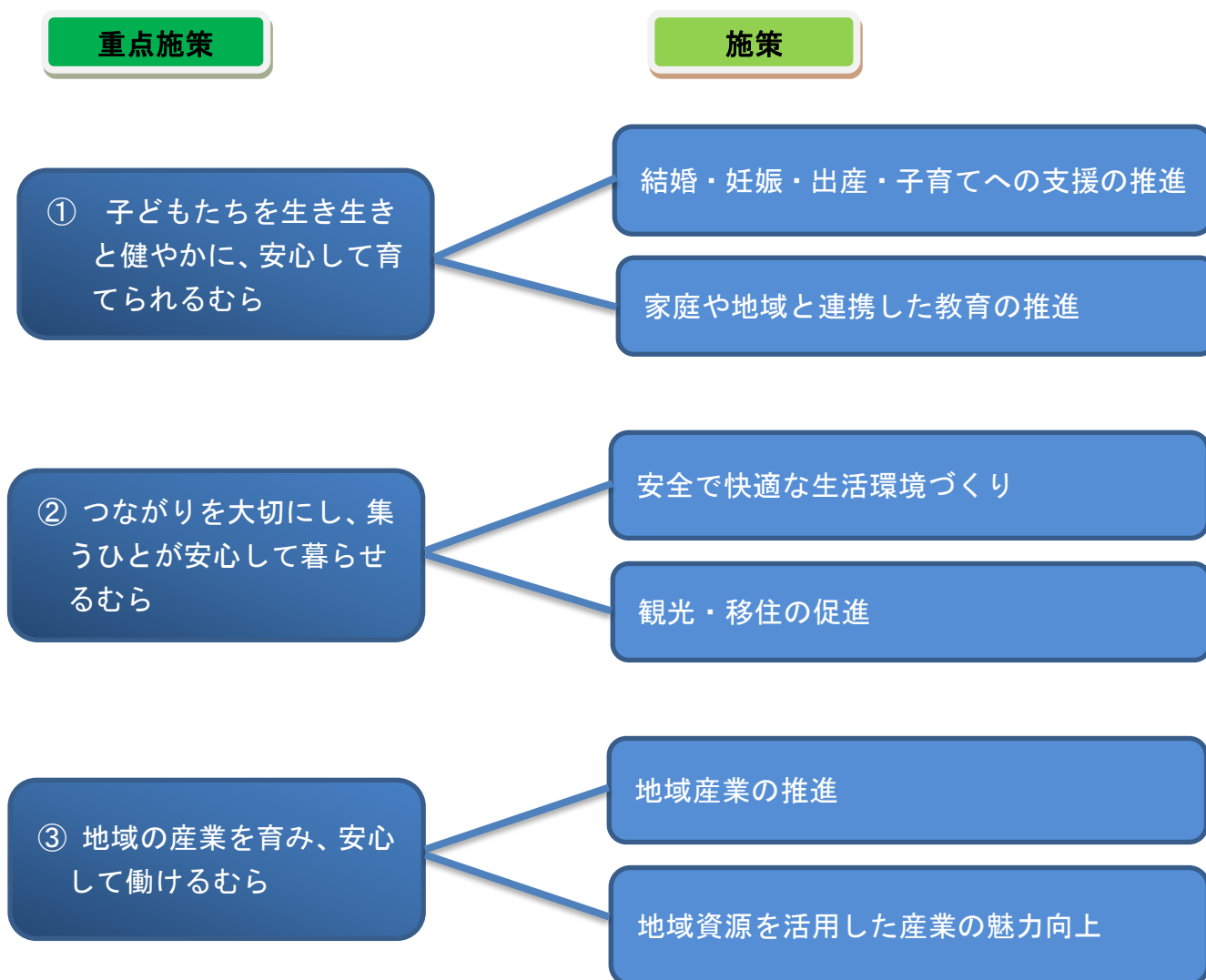
本村においても、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら、「榛東村版総合戦略」を策定し、人口減少対策に取り組んでいます。

総合戦略に掲げる各施策については、本基本計画の重点施策に位置付け、より積極的に推進します。



(2) 重点施策

重点施策の体系



主な取組

重点施策 1 子どもたちを生き生きと健やかに、安心して育てられるむら

総合戦略 基本目標 1

若者が希望を持って結婚・妊娠・出産・子育てができ、子どもたちが心身ともに健やかに育ち、生き生きと学ぶむらづくりを進めます。

<数値目標>

- ◇ 合計特殊出生率：1.55（平成 29 年 1.49）
- ◇ 出生数：5 年間で 557 人
- ◇ 15 歳未満人口：1,642 人

1. 結婚・妊娠・出産・子育てへの支援の推進

- ① 子どもの医療費の無料化
- ② 子どもの健康への支援
- ③ 保育・子育て環境の充実
- ④ 地域子育て支援の推進

2. 家庭と地域と連携した教育の推進

- ① 異世代交流教室の開催
- ② 地域とともに歩む教育の実践
- ③ ICT を活用した教育の推進

重点施策 2 つながり大切に、集うひとが安心して暮らせるむら

総合戦略 基本目標 2

榛東村の美しい景観のもと、安心して暮らせる生活環境づくりを進めるとともに、地域資源を活用し、観光の魅力向上を図っていきます。

<数値目標>

- ◇ 観光入込客数：200,000 人
- ◇ 20～59 歳（若年層）の転入数：711 人（平成 30 年度 674 人）

1. 安全で快適な生活環境づくり

- ① 交通安全対策事業
- ② 防犯事業
- ③ 福祉タクシー事業
- ④ 道路・交通網の整備
- ⑤ 上下水道の充実

2. 観光・移住の促進

- ① 地域資源を活用した観光の促進
- ② 移住促進事業
- ③ 空家対策補助制度

重点施策 3 地域の産業を育み、安心して働けるむら

総合戦略 基本目標 3

産業の振興のためには、まず、軌道に乗っている既存のビジネスの安定経営が重要であることから、商工会や農業協同組合などと連携しながら、引き続き支援に努めます。その上で、榛東村の産業特性や自然環境、地域資源を生かし、さまざまな分野（農林業、観光、商工業など）が連携・融合しながら、榛東村の産業を広めていきます。

<数値目標>

- ◇ 創業件数及び新規就農件数：5年間で7件
- ◇ 新規就業相談件数：年当たり3件

1. 地域産業の推進

- ① 創業支援事業
- ② 農業経営環境の充実

2. 地域資源を活用した産業の魅力向上

- ① 地域の特性を活かした産業の支援
- ② 次世代に向けた産業支援の推進

第1章 健やかで生き生きとしたむらづくり

基本施策1 地域福祉の推進

施策の体系

- ◎主要施策1 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化
- ◎主要施策2 福祉意識の高揚と福祉環境の整備
- ◎主要施策3 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
住民参画型の地域福祉計画の見直し	回	1 (H24~29)	1 (H30~R5)
福祉イベントの開催回数	回	1	1
地域に必要なインフォーマルサービス	事業数	3	3

現状と課題

少子高齢化が進む中、全国的に頻発する災害や社会情勢の様々な変化など、住民が安心して暮らしていくには、地域福祉の取組がより重要となっています。

地域包括支援センターを地域福祉の拠点とし、相談事業、虐待防止、介護予防等の様々な地域福祉の取組を行っていますが、住民や関係機関における情報共有やネットワーク化をさらに充実し、住み慣れた土地で最期まで安心して生活できる環境づくりを推進していく必要があります。

「ともに助け合い、ともに支え合う」地域福祉社会を構築するため、社会福祉協議会や各種団体との連携や福祉サービスの活用など地域のきずなや支え合うむらづくりを総合的に進めていくことが重要で、また、高齢化が進む中、すべての人が安全に安心して暮らすことができるよう、公共施設のバリアフリー化を推進していく必要があります。

基本方針

すべての住民が住み慣れた地域で安心して暮せる環境づくりに向けて、社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、ボランティア団体など各種団体との連携を強化するとともに、地域も交えた地域福祉の向上に努めます。

主要施策

(1) 地域福祉活動推進のための連携・協力体制の強化

地域の福祉ニーズを的確に把握・共有し、効果的な活動が行えるよう、地域福祉計画の見直しを住民とともに進めるとともに、関連部門、関係機関・団体相互の連携・協力体制の一層の強化に努めるほか、各種サービスや活動についての周知に努め、利用しやすい環境づくりを推進します。

【関連する事業】 民生委員児童委員協議会活動事業、社会福祉事業

(2) 福祉意識の高揚と福祉環境の整備

広報・啓発活動や福祉教育の推進、福祉イベントの開催、地域住民との交流事業や世代間交流の実施など住民の福祉意識の高揚に努めます。また、高齢者や障がい者等が利用しやすい施設整備や道路整備を進め、バリアフリー化のむらづくりを推進します。さらに、民間事業者との連携を図り、住民が利用する施設のバリアフリー化を呼びかけ、活動範囲の拡大に努めます。

【関連する事業】 社会福祉事業、元気高齢者支援事業、保育所地域活動事業、障がい者等理解促進研修・啓発事業

(3) 社会福祉協議会、関係団体等の活動支援

社会福祉協議会を地域福祉推進の中心的な担い手として位置づけ、連携を強化し、各種事業活動を実施するうえで、内容の充実を図ることができるよう支援します。また、民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動を支援し、行政、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスを創出します。

【関連する事業】 民生委員児童委員協議会活動事業、社会福祉事業

関連する個別計画

○第2期榛東村地域福祉計画（平成30～令和5年度）

施策の体系

- ◎主要施策 1 児童福祉施設の整備
- ◎主要施策 2 保育事業の充実
- ◎主要施策 3 子ども・子育て支援事業計画に示された目標達成

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
児童館の整備	施設	1	1
学童保育所の整備	施設	6	7
保育事業の充実	施設	3	4

現状と課題

子ども・子育ての現状は、保育園や認定こども園、放課後児童クラブ等の子育て支援において利用状況が毎年変化する中で、利用者ニーズに応じたサービスを提供できるよう、施設の開設や体制の充実等を行い、対応しています。

また、子育てを援助する活動として、ファミリー・サポート・センター事業¹や産前・産後サポート等を行うなど、子育て環境が次第に充実しつつありますが、会員やサポーターの確保が課題となっている現状から、構成自治体との連携強化を図り、子どもからお年寄りまでを一体的に支援する体制を構築することも検討が必要です。

本村における病後児保育は、村内の病後児保育施設「こもれび」で対応しているほか、吉岡町内の小児科医院とも連携しています。また、保育園や認定こども園の園児等が熱発の時に保護者が迎えに来るまでの間、安心して過ごすための看護体制や静養室等を整備している施設に対して運営費の補助を行っており、利用者のニーズに応じた看護体制の充実を検討します。

年間 4,000 人ほどが訪れている児童館は、建築後 37 年が経過し、老朽化も目立つことから改修が課題となっています。

令和 2 年 3 月に策定した第 2 期榛東村子ども・子育て支援事業計画に基づき、榛東村子ども・子育て支援会議の委員とともに、当該計画の推進体制、進捗確認を行いながら、さらなる少子化の進行や女性の就業率の上昇に伴う保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化に応じた子育て環境の整備に努めていく必要があります。

¹ 渋川市・吉岡町・榛東村で共同実施している「しぶかわファミリー・サポート・センター」が利用できます。

基本方針

すべての子どもが尊重され、子育て・子育て支援が真に子どもが幸せに育つためであるよう、子ども自らの成長を応援し、子どもの視点を大切にしたい取組を推進します。また、就労子育て家庭のみならず、在宅子育て家庭への支援など、子どもを養育するすべての保護者が、ゆとりと愛情をもって子育てできることを応援する取組を推進するとともに、保護者が孤立することのないよう、地域の様々な社会資源を活用してそのネットワークを強化し、明るい子育ての環境づくりを推進します。

主要施策

(1) 児童福祉施設の整備

児童に健全な遊びを与え、児童の健康の増進や情操のかん養を図ることを目的に設置した児童館については、施設の老朽化や利用者の減少が著しいことから、施設のあり方について検討します。

また、利用者数が増加傾向にある学童保育所の新設と整備を検討します。

【関連する事業】 児童館管理運営事業、地域子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、児童保育事業

(2) 保育事業の充実

民営化された村内 1 保育園及び 2 こども園の健全な運営を支援するとともに、保育園やこども園で実施されている子育て支援センター、一時預かり保育、延長保育の充実を図ります。

なお、平成 27 年度から始まった子ども・子育て支援新制度に伴い、民営保育園は、幼保連携型認定こども園へ移行することを引き続き検討します。

【関連する事業】 地域子育て支援事業、児童保育事業

(3) 子ども・子育て支援事業計画に示された目標達成

子ども・子育て支援事業計画に示された目標の達成に向けて取り組むとともに、併せて、当該計画に示された 13 事業それぞれの充実を図り、その必要性を検討します。

【関連する事業】 地域子育て支援事業、放課後児童健全育成事業、児童保育事業、放課後子ども教室、要保護児童等対策事業、こんには赤ちゃん事業

関連する個別計画

○第 2 期子ども・子育て支援事業計画（令和 2～6 年度）

施策の体系

- ◎主要施策 1 保健サービスの充実
- ◎主要施策 2 健康づくり事業の推進
- ◎主要施策 3 関係機関との連携強化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
がん検診の受診率 (胃がん検診)	%	15.4	50
がん検診の受診率 (子宮頸がん検診)	%	26.8	50
乳幼児健診の受診率 (1歳6か月児対象)	%	96.1	98
幼児期、学童期、思春期に対する食育 推進活動	回	9	12

現状と課題

平成 24 年度から保健相談センターで総合検診として 12 項目の各種検診を同一日に実施しています。また、平成 26 年度から検診負担金の無料化を図り、住民負担を軽減することで受診しやすい体制を整備しました。

令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により総合検診を予約制で実施、受診者数が限られたこともあり、受診率は減少しています。今後は、感染拡大防止対策を行いながら住民が安心して受診できるよう、新たな受診体制を検討、整備し、受診率の向上に繋げていかなければなりません。また、本村は、高崎市、前橋市に隣接していることから受診先が広域になっており、個人の都合に合わせて受診できる個別検診の体制も検討していく必要があります。

また、核家族化や少子化により、親族等による育児支援を受けにくい家庭が増加傾向にあり、育児不安を抱える母親が増加しています。令和 2 年度に保健相談センター内に子育て世代包括支援センターを設置し、育児不安の軽減を図るため、育児相談を実施しています。虐待予防や育児支援の強化が重要となることから、子育て世代包括支援センターの活動を円滑に進め、妊娠期からの相談や乳幼児健診、健診事後の相談体制を強化する必要があります。

村内の医療機関等は、医院診療所 3 箇所、歯科医院 3 箇所、接骨院 4 箇所、薬局 2 箇所です。近隣市町にも多くの病院、診療所があるため、短時間での通院が可能であり、必要な医療サービスを円滑に受けられるよう、医療機関との連携が図られています。また、夜間急患診療等は、渋川市内の広域施設で対応しています。

基本方針

住民一人ひとりが生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう、疾病の予防、早期発見・早期治療を推進するため、各種検診体制、健康自主事業、健康教育、健康相談、保健指導の充実を図ります。今後も広報活動を行い健康意識の普及啓発に努め、各種検診受診率の向上に努めます。また、生活習慣を改善し、健康づくりに取り組もうとする個人を社会全体で支援していく環境を整備し、行政や地区医師会、医療機関、関係団体、学校、企業などの健康に関わる関係者の連携を強化し、地域医療の推進を図ります。

主要施策

(1) 保健サービスの充実

- ① 健康寿命の延伸と生活の質の向上のため、住民の健康づくりと、糖尿病重症化予防、脳血管疾患、心疾患、がん等の疾病予防、早期発見・早期治療を図るとともに、住民の健康保持及び健康増進に資する事を目的とし、各種健康診査、がん検診、健康教室等の保健事業を実施します。
- ② 母子保健事業においては、核家族化や少子化により親族等による育児支援を受けにくい家庭が増加傾向にあることから、虐待予防や親子の心身の健康保持を目的として子育て世代包括支援センターを中心とした育児相談や発達支援など健診や教室等の事業を実施します。
- ③ 疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種事業を実施します。

【関連する事業】 総合検診

(2) 健康づくり事業の推進

食を通じた健康づくり活動として、住民一人ひとりが、生涯を通じた健全な食生活の実現、食文化の継承、健康の確保等が図れるよう、自らの食について考える習慣や食に関する様々な知識と食を選択する判断力を楽しく身に付けるため、食育の推進を図ります。

【関連する事業】 食育推進事業

(3) 関係機関との連携強化

住民一人ひとりが健康的な日常生活を送ることができるよう、保健・福祉・医療の各関係機関との連携を強化し、総合的かつ効率的な保健活動の推進を図ります。

【関連する事業】 事例検討会議

関連する個別計画

○榛東村健康づくり計画第3次健康プランしんとう 21（令和3年度～令和7年度）

施策の体系

- ◎主要施策 1 生きがいつくりの充実
- ◎主要施策 2 在宅福祉サービスの充実
- ◎主要施策 3 総合的高齢者福祉対策の強化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
榛東村在宅高齢者等配食サービス事業利用者の増加	人	17	29
榛東村在宅寝たきり高齢者・重度身体障がい者等紙おむつ給付事業利用者の増加	人	34	40
榛東村高齢者住宅改造補修費補助金の安定した利用	件	0 (延べ 8)	年間 2 名の利用 (延べ 20)
榛東村緊急通報装置貸与利用者の増加	人	33	45
榛東村徘徊高齢者等位置情報サービス事業利用者の増加	人	3	9

現状と課題

本村の 65 歳以上人口は令和 2 年 10 月 1 日現在で 3,811 人と、総人口に占める割合は 26.0% となっています。また、65 歳以上高齢者のいる世帯についても、平成 27 年度国勢調査では 3,182 世帯で、全世帯に占める割合は 65.1% となっており、高齢化は着実に進行しています。

本村では、平成 30 年 3 月に「榛東村第 7 期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画」を策定し、高齢者と地域住民との連携を図りつつ、総合的な高齢者福祉事業の推進に努めています。

独居高齢者も年々増加の一途を辿っており、関係各機関や地域との連携が重要となってきています。

基本方針

高齢者が健康で生きがいのある生活を営み、社会活動に参加できるような生きがいつくりの充実を目指すとともに、在宅医療や在宅介護等の在宅福祉サービスの促進を図ることにより、介護高齢者が在宅で暮らしていけるようなむらづくりを推進します。

主要施策

(1) 生きがいの充実

高齢者の社会活動への参加を促進するため、各種スポーツ活動や生涯学習活動との連携を強化し、世代間交流のための場づくりを推進します。

また、高齢者の就労対策として高齢者能力活用センター（シルバー人材センター）の充実を推進します。

【関連する事業】 元気高齢者支援事業、高齢者能力活用センター管理運営事業

(2) 在宅福祉サービスの充実

民間企業と連携した福祉サービスの充実や住環境の改善を図り、ひとり暮らしや病気を患っているなど様々な状態にある高齢者が住み慣れた家で安心・安全に暮らせるむらづくりに取り組みます。

【関連する事業】 元気高齢者支援事業、在宅福祉事業

(3) 総合的高齢者福祉対策の強化

保健・医療・福祉など関係機関の連携強化をはじめ、本村固有のふれあい館を利活用しながら、生涯学習や社会体育との連携により、総合的な高齢者福祉対策の強化を図ります。

【関連する事業】 民生委員児童委員協議会活動事業、社会福祉事業、ふれあい館管理運営事業

関連する個別計画

○第8期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画（令和3年度～令和5年度）

基本施策 5 障がい者福祉の充実

施策の体系

- ◎主要施策 1 福祉意識の啓発
- ◎主要施策 2 生活支援体制の充実
- ◎主要施策 3 自立に向けた支援の充実
- ◎主要施策 4 安全・安心な生活環境の確保
- ◎主要施策 5 総合的な支援体制の充実
- ◎主要施策 6 生きがいづくりへの支援

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R5)
障がい福祉サービス利用者数（訪問系）	人	8	16
障がい福祉サービス利用者数（日中活動系）	人	76	103
障がい福祉サービス利用者数（居住系）	人	39	46

現状と課題

令和元年度末現在の障がい者手帳所持者数は、身体障がい者 453 人、知的障がい者 126 人、精神障がい者 100 人となっています。

本村では、平成 30 年 3 月に「榛東村障害者計画・第 5 期榛東村障害福祉計画・第 1 期榛東村障害児福祉計画」を策定し、障がい者福祉の推進に努めています。障がいのある人がより生き生きと暮らしていくために、法制度や社会情勢の変化を見定めつつ、対応していく必要があります。

基本方針

障がいのある人や高齢者が、住み慣れたところでそこに住む人々とともに、生涯にわたって安心できる健康・医療・福祉を誰もが享受でき、安全に生き生きとした生活を送ることが

できるよう、生活支援や教育・育成、雇用・就業、情報・コミュニケーションなど、あらゆる人が行う活動のすべてについて、総合的・包括的に取組を進めていきます。

主要施策

(1) 福祉意識の啓発

広報や交流、ふれあいの機会を通じた住民に対する啓発活動などにより、障がいや障がいのある人に対する理解の促進を図ります。

【関連する事業】 理解促進・啓発事業、渋川広域圏福祉パレードへの参画、手話奉仕員養成

(2) 生活支援体制の充実

利用者本位の考え方に立って、利用者の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備や各種サービスの充実を図り、障がいのある人の豊かな地域生活の実現に資する体制の確立に努めます。

【関連する事業】 障がい者自立支援給付事業、障がい児通所支援事業、日中一時支援事業

(3) 自立に向けた支援の充実

社会的自立に不可欠な職業的な自立に向け、個々の適性や能力に応じた就労を継続できるよう、障がいの特性に応じた就労支援を進めます。

【関連する事業】 障がい者就労支援施設等からの物品等の優先調達

(4) 安全・安心な生活環境の確保

誰もが快適かつ安全・安心に生活し、社会参加できるよう、生活環境整備の推進に努めるとともに、障がいのある人の権利や財産を守るための制度の利用を促進していきます。

【関連する事業】 重度障がい者（児）住宅改造費補助事業、移動支援事業、成年後見制度利用支援事業

(5) 総合的な支援体制の充実

障がいの種別や年齢を問わず、本人や家族に対する相談窓口機能、保健・医療・福祉に関するサービスのコーディネートや専門機関への紹介等の機能を備えた総合相談体制の充実を図ります。

【関連する事業】 基幹相談支援センター等機能強化事業

(6) 生きがいづくりへの支援

障がいの有無に関わらず、住民が交流できる機会や触れ合うことができる機会、人生を豊かにする生涯学習の機会などの充実を図ります。

【関連する事業】 地域活動支援センター事業

関連する個別計画

- 榛東村障害者計画・第6期榛東村障害福祉計画・第2期榛東村障害児福祉計画（令和3年度～令和5年度）

施策の体系

- ◎主要施策 1 高齢者の生活を地域で支える仕組みづくり
- ◎主要施策 2 介護サービスの基盤整備の推進
- ◎主要施策 3 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
- ◎主要施策 4 後期高齢者医療制度
- ◎主要施策 5 医療費適正化
- ◎主要施策 6 早期発見早期治療
- ◎主要施策 7 子どもの貧困対策
- ◎主要施策 8 生活困窮者自立支援
- ◎主要施策 9 年金
- ◎主要施策 10 雇用
- ◎主要施策 11 生活保護

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
生活支援コーディネーターの配置	箇所	1	2
1人当たり療養諸費費用額	円	373,938	442,016
特定健診受診率	%	51.1	60
特定保健指導実施率（終了者）	%	19.3	60

現状と課題

高齢化が急速に進み、高齢者のひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯、認知症高齢者が増加しています。また、高齢化の進行により、要介護認定者が増加し、介護保険サービス給付費が増加しています。

給付費の増加により介護保険料（3年に1度見直し）が上がり、被保険者の負担が大きくなっています。要介護状態とならないよう予防の取組が必要です。

平成 27 年 4 月の介護保険法制度改正により、これから迎える超高齢化社会に向けて地域包括ケアシステム（医療と介護の連携、住民同士で支え合う生活支援サービスの整備、認知症高齢者支援、介護予防の取組等）を構築する必要があります。

後期高齢者医療制度は、老人保健制度に代わるものとして平成 20 年 4 月から導入され、75 歳以上の方は全員が加入することとなっています。高齢化等により医療費の増加が見込まれる中、制度を将来にわたり安定的に運営するため、世代間・世代内の負担の公平の確保、負担能力に応じた負担、医療費の伸びの適正化等の課題があります。

国民健康保険は都道府県単位の財政運営に移行されましたが、制度の安定的な運営に向けて、医療費適正化の更なる取組が必要とされます。また、低所得者対策として国民健康保険税における法定軽減を毎年のように範囲拡大しているため、一般会計繰出金も年々増え続けており、今後の制度改正に適切していく必要があります。

国民皆保険制度を堅持し、持続可能なものとしていくため、医療費の適正化を図る必要があるとともに、生活習慣病の予防や重症化予防の取組等を支援し、被保険者（住民）の健康意識が向上するよう努めるなど、増大する医療費を抑制することが課題となっています。

福祉医療制度における群馬県補助事業として、中学校卒業までの子ども、重度心身障がい者、母（父）子家庭を対象として医療費の助成を行っています。また、村単独事業として自立支援医療受給者（精神通院限定）及び所得税が課税されている母子家庭を対象としているほか、令和 2 年 4 月から高校生卒業相当までの子どもを対象として事業を拡充しました。疾病の早期診療の促進から持続的な制度が求められる一方で、公平性の確保や国が進める応能負担の方向性等が課題となっています。

社会保障とは、住民に安全や安心を提供する仕組み全体のことをいいます。セーフティネット（安全網）を張りめぐらし、網の目のような救済策を取ることで、社会全体が活力あるものとなり、万が一脱落してしまった人であっても何度でもチャレンジすることができる社会づくりが必要とされています。

基本方針

介護保険事業計画に基づき、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

国、県及び群馬県後期高齢者医療広域連合と連携を図り、後期高齢者医療制度の円滑で持続的な運営に努めます。

国民健康保険は、その構造的な要因から高齢者や低所得者が多く、財政基盤は極めて脆弱なものですが、「国民皆保険」の要となっている地域の医療保険として被保険者の健康維持、増進及び疾病の予防・早期発見を図ることで保険給付の抑制を図りながら、国保財政を健全的に維持していきます。

福祉医療制度の目的は、健康管理の向上及び福祉の増進を図ることにあります。制度を将来にわたって安定的に維持し、真に必要な人に必要な支援が行き届く制度として、その維持に努めます。

主要施策

(1) 高齢者の生活を地域で支える仕組みづくり

高齢者が介護や支援を必要とする状態になっても安心して生活を送ることができるよう、高齢者を地域全体で支える体制を構築します。

【関連する事業】 生活支援コーディネーター配置、成年後見人村長申立制度、在宅福祉事業

(2) 介護サービスの基盤整備の推進

要介護の認定を受けた人が、できる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続できるよう、居宅サービスの充実と強化を図ります。

【関連する事業】 包括的支援事業

(3) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

要支援の認定を受けた人及び総合事業サービス対象者が利用することができる訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービスの利用を促進して要介護状態になることを防止するとともに、給付費の抑制を図り、介護保険財政の健全な運営を図ります。

【関連する事業】 介護予防・日常生活支援総合事業

(4) 後期高齢者医療制度

制度の円滑で持続的な運営のため、国、県及び群馬県後期高齢者医療広域連合と連携した制度の周知を図り、保険料の収納対策、健康増進の観点から健診の受診勧奨などに努めます。

【関連する事業】 村広報紙への掲載・パンフレット配布による普及啓発事業

(5) 医療費適正化

医療機関での頻回多受診に対する生活指導の実施や糖尿病の重症化予防、ジェネリック医薬品の普及などを推進します。

【関連する事業】 個別訪問指導事業

(6) 早期発見早期治療

疾病の早期発見・早期治療を推進するため、特定健康診査の受診率向上、特定保健指導の充実、人間ドックの推進を行います。

【関連する事業】 未受診者個別通知

(7) 子どもの貧困対策

子どもの貧困対策の推進に関する法律にのっとり、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを旨として、子どもに対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等を行います。

【関連する事業】 児童相談事業、民生委員児童委員協議会活動事業

(8) 生活困窮者自立支援

生活困窮者自立支援法にのっとり、対象者に対して、自立相談支援、就労準備支援、就労訓練など群馬県社会福祉協議会と連携しながら取り組みます。

【関連する事業】 民生委員児童委員協議会活動事業、社会福祉事業

(9) 年金

日本年金機構の窓口機関として、公的年金の適切な事務手続を行います。

【関連する事業】 基礎年金関係事務事業

(10) 雇用

生活困窮、生活保護、母（父）子家庭などの対象者に対し、ハローワークと連携した就労支援の場を設けます。

【関連する事業】 民生委員児童委員協議会活動事業 社会福祉事業、児童扶養手当事務事業

(11) 生活保護

本村の生活保護に関する業務は、主体業務を担っている群馬県と連携を密にしながら、生活保護に関する相談や、生活保護申請に伴う調査確認業務を主体的に行います。

就労・雇用対策についても、生活保護受給者を対象とした出張就労相談の会場として役場を提供するなどして支援を継続的に実施します。

【関連する事業】 民生委員児童委員協議会活動事業、社会福祉事業

第2章 人と文化を育むむらづくり

基本施策 1 学校教育の充実

施策の体系

- ◎主要施策 1 教育内容の充実
- ◎主要施策 2 教育施設の整備
- ◎主要施策 3 安全対策の強化
- ◎主要施策 4 人権教育の推進
- ◎主要施策 5 特色ある学校づくりの推進
- ◎主要施策 6 学校給食の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
学校公開への地域住民の参加数	人	200	250
給食に地元農産物を使用している率	%	13.5	15.0

現状と課題

少子化に伴う年少人口比率（15歳未満が総人口に占める割合）は年々減少傾向にあり、少子化が進む中、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。

児童生徒数の推移

児童数 平成23年 895人・平成24年 886人・平成25年 871人・平成26年 860人・平成27年 847人・平成28年 799人・平成29年 798人・平成30年 783人・平成31年 766人・令和2年 732人と10年間で163人の減となっています。

生徒数 平成23年 464人・平成24年 455人・平成25年 442人・平成26年 451人・平成27年 421人・平成28年 428人・平成29年 406人・平成30年 419人・平成31年 396人・令和2年 411人と10年間で53人の減となっています。

本村の学校教育については、全国的な人口減少に伴い、児童生徒数は既に減少に転じています。こうした状況から、児童生徒数が減少していく中での学校教育の活力の維持に努める必要があります。教育内容や教育方法の充実と関連施設の活用を図りながら地域に開かれた特色のある学校づくりを進めます。

学力では、基礎・基本の確実な定着を図るとともに、知識、技能を活用する能力を育成する必要があります。そのため、各学校は校内研修を通して、確かな学力を身につけさせる授

業の構築や指導方法等を研究することが求められます。

体力では、日常生活において体を使う機会が少なくなっていることが運動能力の低下の原因と考えられます。また、外で遊ぶ機会の減少も一因と考えられ、今後、小学校段階から運動の楽しさや爽快感を学ばせ、運動習慣を身につけさせるよう、取組を行う必要があります。

基本的な生活習慣や規範意識では、テレビゲームやインターネットの普及により、ゲームやスマートフォンなどに費やす時間が増加し、基本的な生活習慣や規範意識の定着が問題となっています。本村の子どもたちの基本的な生活習慣や規範意識を高めるため、学校・家庭・地域が一丸となって、子どもたちが身につけるための取組が必要です。

家庭は、子どもが基本的な生活習慣や規範意識など生きていく上で必要な知識や体験を得ることができ、人生観や想像力等の基礎を培う教育の出発点です。そして、常に心のよりどころとなる重要な場です。近年、社会の構造変化や核家族化、雇用形態の変化などにより、家庭の役割を教育機関である幼稚園や学校に依存する傾向が高くなり、家庭における教育力が低下しています。今後、家庭教育を支援し、家庭の教育力を高めるための取組が必要です。

地域では、子ども会組織による夏祭りやカルタ大会など各種行事が開催され、また、「どんど焼き」など地域のお年寄りや大人たちと触れ合う機会により、自尊感情や社会性を身につけるとともに、伝統文化の大切さを学び、郷土愛を育みながら、たくましく成長していきます。しかし、少子化や核家族化に伴い、地域コミュニティの希薄化を招いています。地域を支え、発展させるのは、地域の人々の総合力であり、その礎となる家庭教育と地域コミュニティを支えるため、地域の教育力を高める取組が必要です。

学校と家庭・地域の連携では、学校は、本村教育の中心であり、時代とともに役割が増大しています。本村においては、学校・家庭・地域が連携した様々な取組が行われています。保護者会では、子どもたちが学びやすい教育環境の整備、美化活動を推進するため、奉仕活動を行っています。また、児童の登下校時には各種団体による見守り活動が行われ、安心して安全な通学に寄与しています。さらに、ボランティア団体や個人と連携した様々な授業や体験活動が行われています。こうした連携の積み重ねが、学校と地域の信頼関係を強化することに繋がり、学校や家庭・地域を変えることとなります。今後も、学校・家庭・地域の緊密な連携が必要です。

- 本村の人口は既に減少に転じており、全国的な少子化の影響により児童生徒数は減少傾向にあり、教育目標と学校運営の適正化を図っていく必要があります。
- 児童生徒の個性の伸長と社会の変化に主体的に対応できる健康で人間性豊かな児童生徒の育成に努めるために、教育施設の長寿命化と教育内容の充実を図ることが必要となっています。
- 国際社会に対応するため、中学校に ALT（外国語指導助手）を配置していますが、今後、外国語活動の教科化を踏まえ小学校でも ALT の配置が望まれます。また、時代に即した情報通信技術（ICT）活用による教育や理科教育の向上、特別支援教育や道徳教育の充実が重要となっています。
- 地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されたことに伴い、村長との連携の強化

を図り教育大綱の見直し、教育の条件整備など重点的に講ずべき施策、児童生徒等の緊急に講ずべき措置について検討課題となっています。

- 児童生徒の通学路における不審者及び交通事故防止対策の充実、さらには学校施設内での犯罪防止対策の強化も重要となっています。

基本方針

新しい時代に適切に対応し、複雑で困難な現状を乗り越えていくために、教育の果たす役割は極めて大きいと考えます。また、学校教育及び生涯学習に寄せる住民の期待は、ますます大きくなっています。教育委員会では、この役割を担い、期待に応えるために、これまで構築してきた教育施策及び教育環境の財産を継承しつつ、新たに取り入れるべきものを積極的に取り入れ、改善すべきものには迅速に対応しながら各施策に取り組みます。

榛東村教育振興基本計画の基本目標「たくましい子どもたちを育てるあたたかい村づくり～自ら学び、自ら考える力を～」を推進し、子どもたちに、「生きる力」を育むことを目指し、基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得できるようにするとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力を育む教育の充実を図ります。

また、基本的な生活習慣や規範意識の確立を通して、社会の一員としての基盤を形成する教育の充実を図ります。

さらには、家庭や地域社会との連携を強化し、地域に開かれた信頼される学校経営に取り組み、魅力ある学校づくりを推進します。

主要施策

(1) 教育内容の充実

児童生徒の「基礎学力の定着」を図るため、基礎・基本を確実に習得できるよう、効果的な授業や指導を推進し、教員の資質向上と児童生徒と向き合う時間を確保するよう努めます。

【関連する事業】 教育研究所研修・研究事業の推進、学習支援員配置事業

(2) 教育施設の整備

児童生徒の充実した学習環境を確保するため、教育施設の計画的な改修を進めるとともに、情報通信技術（ICT）活用による能力育成に必要な教育機器、教育設備の充実を図ります。

【関連する事業】 ICT 教育環境整備、学校施設照明 LED 化事業

(3) 安全対策の強化

児童生徒の安全と安心を確保するため、防犯カメラを設置するなど学校の安全を確保するとともに、児童生徒が主体的に災害や事件・事故から身を守るための力を育む安全教育を充実します。

【関連する事業】 防犯対策の推進、防災教育の推進

(4) 人権教育の推進

学校教育において、基本的人権を尊重することの重要性を再認識させる教育を実践するとともに、道徳教育の充実など社会教育との連携を強化し人権教育の推進に努めます。また、学校において、いじめの早期発見のための取組や相談体制の整備を組織的に推進します。

【関連する事業】 人権（同和）教育講演会開催事業、スクールカウンセラー配置

(5) 特色ある学校づくりの推進

学校・家庭・地域との連携を一層強化し、地域全体で一体となって児童生徒の健やかな成長を担い、各学校において、信頼される学校づくりを目指し地域に開かれた「特色ある学校づくり」に努めます。

【関連する事業】 幼小中連携事業

(6) 学校給食の充実

園児、児童及び生徒の健康と成長を支え、災害時には食料供給基地となる学校給食センターを整備します。安全でおいしく、栄養バランスの整った給食の提供に努め、アレルギー対応食についても検討していきます。また、児童生徒が食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう、食育を推進します。

【関連する事業】 学校給食センターの老朽化に伴う改築事業

関連する個別計画

- 榛東村教育大綱
- 榛東村教育振興基本計画
- 榛東村学校教育施設の長寿命化計画

施策の体系

- ◎主要施策 1 生涯学習施設の整備
- ◎主要施策 2 生涯学習機会の提供と体制の充実
- ◎主要施策 3 学校・地域との連携
- ◎主要施策 4 青少年の健全育成

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
防災中枢機能施設整備事業	施設	0	1 (R6)
生涯学習講座等	開催率 (%)	100	100
放課後子ども教室	実施率 (%)	93	100

現状と課題

科学技術の高度化、情報化、少子高齢化など社会の課題が急速に変化する中、新たな知識・技術の習得や精神的な豊かさの充実感が求められています。そして、人々は生涯にわたって健康で生きがいのある人生を送ることを望んでいます。そのため、あらゆる機会にあらゆる場所で、自ら学び、その成果を適切に生かすことができる生涯学習社会の実現を図ることが重要となっています。

また、生涯学習は個人の学習ということだけではなく、むらづくりの上でも必要であり、学びを通じて人や社会とのつながりを深め、さらに学んだことを生かして地域社会全体の活性化や発展につなげることが求められています。本村では、様々な生涯学習、社会教育事業を展開していますが、多様な学習要求に対し、類似事業の見直しを行うとともに新たな学習機会・学習情報の提供に努めていく必要があります。

中央公民館（中央コミュニティセンター）をはじめ、南部コミュニティセンター、6箇所の教育集会所、また、教育文化施設として耳飾り館が設置され、住民の学習や集会の場として活用されていますが、これらの施設の集約化・集中化を図ることにより、それぞれの施設の機能を強化し、利用しやすい生涯学習施設とすることが重要となっています。

生涯学習の推進を図る観点から、老朽化が進む中央公民館の整備を推進し、防災施設としての機能も有した生涯学習の新たな拠点施設としていくことが必要となっています。

社会教育団体等の自主的な活動の促進、専門的な知識や技能を有する指導者の発掘と養成、社会教育団体・ボランティア団体との連携と強化が必要です。

青少年を取り巻く環境は、少子高齢化社会の到来や情報通信技術の進展、核家族化の進行、価値観の多様化など大きく変化しており、家族と会話する時間や地域住民と交流する機会が減少し、青少年のマナーやコミュニケーション能力の低下が危惧されます。併せて、スマートフォン等の普及に伴い、情報メディアによる有害な情報にさらされ、犯罪に巻き込まれる可能性も広がっています。

そこで、青少年の健全育成を図ることを目的に、自然体験活動や文化・スポーツ活動、ボランティア活動などを通じて、青少年の社会参加を促すとともに、健全な居場所を提供することが求められています。

基本方針

生涯を通じて学習活動への支援を行うためには、人生のライフサイクルを乳幼児期、学童期、青少年期、成人期、壮年期、高齢期に分けて捉え、各ライフステージにおける特性や課題を考慮し、生涯学習施策をより一層推進していきます。このため、多様な学習機会の提供、学習情報の提供、学習施設の整備充実など、住民の主体的な学習活動を奨励・促進するとともに、学習成果をボランティア活動や地域の発展などに活かせる環境づくりに努めます。

併せて、青少年が村への関心や誇りを持ち、遊びやスポーツなど、自然体験や社会体験活動を通じて、将来の家庭や職場、むらづくりを担えるよう、家庭・地域・行政が連携して青少年活動の活性化を目指します。

主要施策

(1) 生涯学習施設の整備

生涯学習の拠点施設、更には防災拠点となる防災中枢機能施設を整備するとともに、南部コミュニティセンター、耳飾り館、教育集会所など既存の施設とのネットワーク化により、利用しやすい生涯学習施設づくりに努めます。

【関連する事業】 防災中枢機能施設整備事業

(2) 生涯学習機会の提供と体制の充実

住民の学習の高度化・多様化する学習ニーズに対応するため、人生の各時期に応じた学習機会・学習情報を提供するとともに、専門的な知識や技能を有する指導者の発掘と養成、社会教育団体・ボランティア団体との連携を強化し、学習成果がボランティア活動や地域の発展に活かされる環境づくりに努めます。

【関連する事業】 生涯学習ボランティア講師人材バンク運用事業

(3) 学校・地域との連携

学校教育との連携・融合を進め、家庭や地域社会における教育の一層の充実・向上を図るとともに、地域の子どもたちの居場所づくりとしての放課後こども教室や異世代間の交流などの学習を支援します。

【関連する事業】 コミュニティスクール推進事業、放課後こども教室推進事業

(4) 青少年の健全育成

青少年の健全育成を目指して、子ども会などの青少年活動の推進と自立支援、青少年期におけるむらづくりへの積極的な参加を促す機会の確保、青少年育成推進員や青少年健全育成会など地域が支える健全育成を推進するとともに、青少年の非行防止、引きこもり対策などを含めた子ども・若者支援を図ります。

【関連する事業】 榛東村子ども会育成会連絡協議会事業、青少年育成活動事業

関連する個別計画

- 第二次子ども読書活動推進計画（令和3年度制定予定）
- 図書管理システム導入及びネットワーク化計画
- 榛東村まちづくり計画（防災中枢機能施設整備事業）

施策の体系

- ◎主要施策 1 スポーツ施設の充実
- ◎主要施策 2 生涯スポーツの推進
- ◎主要施策 3 スポーツ推進体制の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
スポーツ施設の充実	充実度 (%)	80	100
生涯スポーツの推進	推進度 (%)	72	100
スポーツ推進体制の充実	充実度 (%)	75	100

現状と課題

余暇時間の増大やライフスタイルの変化により、豊かさとゆとりが感じられる生活を求めて、スポーツ・レクリエーションへの関心が高まり、目的もこれまでの健康・体力保持・増進の追及だけではなく、友人や家族間交流・ふれあいなど多様化してきています。また、高齢者、障がい者が安心して取り組めるような活動の場や機会の提供も重要となっています。

村内のスポーツ施設は、社会体育施設や学校開放施設とも充実している一方、しんとう総合グラウンドの経年劣化等による改修が必要となることや、しんとうスポーツアリーナの空調整備などの検討が必要となっています。

誰もが、それぞれのライフステージに応じて、いつでも気軽にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるよう、機会の提供や健康・体力づくりの促進、各種団体の育成や指導者の確保などスポーツ推進体制の充実と自主活動の促進が求められています。

基本方針

スポーツ・レクリエーション活動は、心身ともに健康的な生活を送るため、重要な役割を担っているだけでなく、住民同士の交流と日常生活におけるコミュニティ形成に大きな役割を果たしています。このため、すべての住民が生涯を通じて「いつでも、どこでも、みんなですぽーつ」を推進し、気軽にスポーツ・レクリエーションに参加できる機会の提供やしん

とう総合グラウンド、しんとうスポーツアリーナなどの社会体育施設の充実を図るとともに、各種団体の育成や指導者の確保など支援体制づくりに努めます。

主要施策

(1) スポーツ施設の充実

住民のスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、しんとう総合グラウンド、しんとうスポーツアリーナなどの利用促進と施設整備を図るとともに、学校施設の開放を含め地域におけるスポーツ施設の充実に努めます。

【関連する事業】 屋外運動場改修事業、屋内運動場改修事業

(2) 生涯スポーツの推進

住民が生涯にわたりスポーツに親しみ、健康的な生活が送れるように住民主体型スポーツ・レクリエーションの振興を図るとともに、健康増進レクリエーション種目の提供、高齢者、障がい者の活動機会の推進など、身近に楽しめるスポーツ・レクリエーションの普及に努めます。

【関連する事業】 各種スポーツ教室・大会の開催

(3) スポーツ推進体制の充実

生涯スポーツ推進のため、スポーツ団体や指導者の育成・確保を図るとともに、スポーツ協会及びスポーツ推進委員との連携により、推進体制の充実と自主活動の促進に努めます。

【関連する事業】 グレードアップ研修会、スポーツ推進員研修会参加支援

関連する個別計画

- 社会体育施設照明のLED化計画(しんとう総合グラウンド、しんとうスポーツアリーナ、地区体育館)
- 社会体育施設の空調整備事業(しんとうスポーツアリーナ)

施策の体系

- ◎主要施策 1 文化活動の推進
- ◎主要施策 2 文化財の保存・活用

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
文化活動の推進	推進度 (%)	93	100
文化財の保存・活用	%	90	100

現状と課題

本村の指定文化財は、国指定史跡の「茅野遺跡」、県指定の「高塚古墳」、広馬場の「地藏まつり」をはじめ、村指定の文化財は 22 件となっており、村内文化財の理解と愛護の精神を高揚し、伝統文化の保存と普及を図っています。

本村から出土した国指定重要文化財の耳飾りを収納した「耳飾り館」や「茅野公園」の周知を図るとともに、歴史や文化に対する理解を高めるため特別展示などの事業活動が必要となっています。

村民文化活動は、趣味などの文化サークル・文化団体などが公民館等を拠点として活動していますが、より一層主体的かつ独創的に活動できるよう環境整備を進める必要があります。

基本方針

文化活動は、人々に楽しさや感動、安らぎや生きる喜びをもたらすとともに、人と人を結びつけ、相互に理解し尊敬しあう土壌を築き、心豊かな人間形成はもちろんのこと地域の基盤を醸成するために重要なものです。

このため、文化活動への参加、鑑賞、創造など、住民の主体的な活動を支援するための環境整備を進めます。また、今まで育んできた文化や地域のつながりを大切にしながら、地域の特色ある伝統文化や郷土芸能の継承発展を図り、住民に理解され親しまれる文化財の保存・活用を図ります。

主要施策

(1) 文化活動の推進

生涯学習との連携により、郷土芸能の継承発展や住民の主体的な文化活動を積極的に支援します。また、各種文化芸術団体との連携による講演会や展覧会・鑑賞会の開催、文化芸術関連情報の提供に努めます。

【関連する事業】 村民文化祭、文化講演会開催

(2) 文化財の保存・活用

文化財の保存・活用を図るため、耳飾り館、茅野遺跡公園の周知を図るほか、伝統文化に対する理解を高めるため特別展示などの事業活動の強化に努めます。

【関連する事業】 耳飾り館での体験学習や歴史講座など教育普及活動の実施

第3章 快適で住みよいむらづくり

基本施策1 道路・交通網の整備

施策の体系

- ◎主要施策1 主要幹線道路の整備促進
- ◎主要施策2 生活道路の整備促進
- ◎主要施策3 安心安全な道路整備

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
改良舗装整備推進	m	2,218 (H28~R1)	2,500

現状と課題

本村の道路体系は主要地方道2路線、一般県道3路線、生活道路としての村道で構成されていますが、村道については緊急度を総合的に勘案し、狭あい道路を中心に計画的な整備推進により、改良率の向上を図る必要があります。都市計画道路として高崎渋川線バイパス及び県道南新井前橋線バイパス整備促進に伴い、今後の沿道区域での土地利用及び近隣町村との連携を考慮しながら、主幹道路を中心に道路ネットワークの構築を図ることが急務となっています。また、関越自動車道スマートインター大型車化計画に伴う産業の活性化、観光の振興、防災機能の強化及び災害時救援活動の迅速化等、今後整備を推進していく必要があります。

基本方針

高崎渋川線バイパスとのアクセス道路の連絡性を強化するとともに、村内における体系的な道路交通ネットワークを形成します。また、県道南新井前橋線バイパス整備を促進し、村内における道路機能強化を図ります。

主要施策

(1) 主要幹線道路の整備促進

一般県道と高崎渋川線バイパスを結ぶアクセス道路網整備の促進を図ります。

【関連する事業】 民生安定施設整備事業、特定防衛施設周辺調整交付金整備事業

(2) 生活道路の整備促進

生活道路の良好な道路環境整備として、狭隘道路整備と未舗装道路の改良舗装の整備を推進します。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業、小規模農道整備事業

(3) 安心安全な道路整備

バリアフリー化による段差解消及び夜間交通等における道路安全対策を強化します。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業

施策の体系

- ◎主要施策 1 公共下水道管渠整備の完了
- ◎主要施策 2 公共下水道への接続率の向上
- ◎主要施策 3 配水管布設・布設替の実施
- ◎主要施策 4 水道料金の改定
- ◎主要施策 5 農業集落排水への接続率の向上
- ◎主要施策 6 単独浄化槽から合併浄化槽への転換の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
公共下水道整備面積	ha	279.7	316
公共下水道接続率	%	79.1	85.0
有収率 (上水道)	%	71.8	82.0
農業集落排水への接続率	%	70.43	76.0
単独浄化槽基数	基	861	761

現状と課題

公共下水道については、令和元年度末計画整備面積 316 ha 中 279.7 ha の管渠を整備しています。未整備管渠延長が概ね 3k m あり、令和 2 年度からの地域再生計画 (5 カ年) に基づき令和 6 年度の整備完了を目指しています。接続戸数の増加に伴い、使用料収入も増加していますが、令和元年度末処理区域内人口 6,667 人に対し、接続人口は 5,274 人 (接続率: 概ね 79%) となっており、対象者の高齢化等に伴い接続が進まない状況です。

上水道については、地下水及び表流水が少ない地形にあり、県央第一水道水と新幹線湧水を利用し、水道水を供給しています。表流水である榛名白川水源及び桃泉水源については、水質悪化、クリプトスポリジウム等による水質汚染が懸念されるため、予備水源としています。浄水場及び配水管など水道施設は老朽化したものもあり、現在漏水が多く発生しているため、計画的な改修・更新を行い、給水需要に対して安全で良質な水の供給を図る必要があ

ります。また、近年の傾向として給水収益が毎年減少し続けているため、財政が圧迫され、今後の料金改定への影響が懸念されます。

農業集落排水については、接続戸数の増加に伴い、使用料収入は増加しています。しかし、令和元年度末の接続率は70.4%となっており、対象者の高齢化等に伴い、接続が思うように進んでいません。使用料収入の増加を図るために、接続推進のための啓発活動を行い、接続率向上を目指します。

浄化槽については、公共下水道及び農業集落排水区域外を対象に、榛東村浄化槽整備事業費補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を行っています。特に汚水処理人口増加のため、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進しています。令和元年度末の村内単独浄化槽の基数は、861基となっており、合併浄化槽への転換及び下水道等への接続が急がれます。

基本方針

下水道については、令和6年度までの地域再生計画等に基づいて管渠整備を行い、計画どおりの整備完了を目指します。接続推進の説明会及び広報による啓発活動により、接続率の向上を目指します。

上水道においては、第4次拡張計画を基に事業を推進するとともに、必要に応じて計画給水人口などの計画値を変更することも検討していきます。

農業集落排水については、接続推進パンフレットの作成や地区内での接続呼びかけなどを行い、接続率向上を目指します。

浄化槽は、単独浄化槽から合併浄化槽への転換を促進するため、広報やパンフレットによる啓発活動を行い、汚水処理人口の増加を目指します。

主要施策

(1) 公共下水道管渠整備の完了

令和6年度の完了を目指して、計画的に公共下水道管渠整備を推進します。

【関連する事業】 汚水処理施設整備交付金事業（公共下水道事業）

(2) 公共下水道への接続率の向上

公共下水道への接続推進の説明会（年2回程度）及び広報による啓発活動を行います。

【関連する事業】 公共下水道接続推進事業（広報への掲載・パンフレット作成等）

(3) 配水管布設・布設替の実施

安全で良質な水を安定供給するために、優先順位をつけて計画的に配水管の布設、老朽配水管の布設替（耐震対応）事業を実施します。

【関連する事業】 上水道施設改修事業

(4) 水道料金の改定

人口減少による給水収益の減少や施設の更新に係る建設改良費の増加を踏まえ、水道料金の改定を検討します。

【関連する事業】 水道料金改定事業

(5) 農業集落排水への接続率の向上

接続推進パンフレットの作成や地区内での呼びかけなどを行い、農業集落排水への接続率向上を目指します。

【関連する事業】 農業集落排水接続推進事業（広報への掲載・パンフレット作成等）

(6) 単独浄化槽から合併浄化槽転換の推進

公共下水道又は農業集落排水への接続率の向上と併せ、広報やパンフレットによる啓発活動により単独浄化槽から合併浄化槽への転換を推進し、汚水処理人口の増加を目指します。

【関連する事業】 合併浄化槽整備推進事業（広報への掲載・パンフレット作成等）

関連する個別計画

- 榛東村上水道事業第4次拡張計画
- 流域別下水道整備総合計画
- 「資源循環社会を形成する村」地域再生計画（下水道、浄化槽）

基本施策 3 適正なごみ処理の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 ごみの軽減化の推進
- ◎主要施策 2 ごみの不法投棄対策の強化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
ごみ総排出量 (年間)	t	4,212	3,800

現状と課題

本村の一般廃棄物は、渋川地区広域市町村振興整備組合の清掃センターにおいて処理しています。ごみ収集・運搬業務は、村内の委託業者により、可燃物は週 2 回、不燃ごみは月 2 回、粗大ごみは月 1 回、資源ごみは月 1 回行っています。また、村内 177 箇所のごみ集積所を設置しています。

資源ごみについては、月 1 回のペットボトル、ビン類の収集とストックハウスによる毎週土日のペットボトル、ビン類、段ボール、新聞、雑誌類、アルミ缶、スチール缶、キャップ、衣類、電子機器やインクカートリッジの拠点回収、育成会等による資源ごみの集団回収を行っています。

本村の令和元年度の搬出量は、一般家庭ごみ（可燃・不燃）は年間 3,379t（対前年度比 101.5%）、事業ごみは年間 582t（対前年度比 87.5%）であり、前年度との比較では、一般家庭ごみはほぼ同量、事業ごみはやや減量となっています。

本村は村環境美化推進協議会が組織され、地区内の不法投棄の防止、清掃、粗大ごみの収集援助、監視パトロール、クリーン作戦、リサイクルイベント及びエコフェスタ（環境祭）を実施し、村内の環境美化を推進しています。

今後とも住民のごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、不法投棄の防止や大切な資源のリサイクル、ごみの減量化に努めるなど総合的に取り組む必要があります。

基本方針

ごみの減量化と資源化を積極的に進め、迅速な収集体制及び処理体制の充実に努めます。また、不法投棄防止のためのパトロールの強化により、美しい衛生的な地域づくりに努め

ます。

主要施策

(1) ごみの軽減化の推進

村広報紙や回覧、村ホームページを活用し、住民に対して資源ごみの分別収集やストックハウスの利用を呼びかけ、一般ごみの増加抑制に取り組みます。

【関連する事業】 各自治会による資源ゴミの分別収集、ストックハウス

(2) 不法投棄対策の強化

不法投棄を防止するための監視パトロール、クリーン作戦、粗大ごみの収集援助及びリサイクルイベントを実施し、ごみの不法投棄を許さないむらづくりに取り組みます。

【関連する事業】 監視パトロール、クリーン作戦、リサイクルイベント

施策の体系

- ◎主要施策 1 村営住宅整備促進
- ◎主要施策 2 公園管理体制の一元化整備促進と利活用推進
- ◎主要施策 3 人口減少に伴う空き家対策推進計画の策定
- ◎主要施策 4 コミュニティセンターの充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
村営住宅のストック数の確保	戸	54	54
公園整備促進 (維持管理)	箇所	0	1
空き家対策	戸	6	10/年度
コミュニティセンターの改修及び実施設計・備品整備	箇所	20 (H14~)	20 (~R7)

現状と課題

村営住宅のうち、その一部は既に法定耐用年数を経過しており、また、残りの村営住宅も近年中に法定耐用年数を経過することから、村営住宅の計画的な維持管理を行う必要があります。公園緑地は、環境保全機能、レクリエーション機能、防災機能、コミュニティ活動やスポーツの場としての機能、地域のシンボルとしての機能など多様な機能を有することから、既存の公園それぞれの特性を利活用する整備促進を図る必要があります。また、人口減少に伴う住環境整備としての空家等対策計画を推進していく必要があります。

昨今の高齢化社会の影響により、地域にあるコミュニティ供用施設は段差解消やバリアフリー化、トイレの改修工事が望まれています。現在、いくつかのコミュニティセンターでは、車いすや身障者用トイレ等の整備がされておらず、これらを整備することにより、今まで参加が難しかった住民などの参集も積極的に呼びかけることが可能となり、さらなる地域コミュニティづくりが期待できます。

基本方針

村営住宅の長寿命化を図るため、公営住宅等長寿命化計画に基づく予防保全的な維持管理等を行い、村営住宅のストック数を確保するとともに、公園管理体制の一元化による整備推

進及び利活用を図ります。また、空家等対策計画に基づき、空き家の発生の抑制及び空き家の利活用の促進を図ります。

コミュニティセンターの充実を図るとともに、各自治会の主体的な活動や連合組織の充実などにより、地域コミュニティの活性化を積極的に支援します。

主要施策

(1) 村営住宅整備促進

公営住宅等長寿命化計画に基づく維持管理等を実施し、村営住宅のストック数を確保します。

【関連する事業】 村営住宅整備事業<維持管理>

(2) 公園管理体制の一元化整備促進と利活用推進

既存公園及び広場等一元化による維持管理とそれぞれの公園機能の特性を利活用する整備促進を図ります。

【関連する事業】 公園整備促進事業<維持管理の一元化>

(3) 人口減少に伴う空家等対策計画の推進

人口減少に伴う新たな空き家の発生・抑制を図りつつ、地域資源としての空き家の利活用を促進するため、空家等対策計画を推進します。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業<改修及び解体補助等>

(4) コミュニティセンターの充実

地域のコミュニティの一層の充実のため、バリアフリー化やトイレ改修工事及び備品整備を実施し、地域力の向上と促進を図ります。

【関連する事業】 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業によるコミュニティ供用施設改修事業

施策の体系

- ◎主要施策 1 立地適正化計画の検討
- ◎主要施策 2 農業振興地域の見直し
- ◎主要施策 3 用途地域指定の見直し

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
地籍調査	ha	48	41/年度
立地適正化計画、用途地域指定の見直し	区域	用途地域	用途地域

現状と課題

本村では、近隣市町に比べて土地利用規制が緩いことなどから、無秩序な開発等によるスプロール化が進行しつつあります。豊かな自然環境を保全しつつ、住民の生活環境の充実、産業の活性化を促進し、併せて各地域の特性に合った合理的な土地利用の実現を図っていくために、今後、立地適正化計画、用途地域指定の見直しも検討が必要となっています。

農業振興地域については、優良農地の保全に努めつつ、農地の流動化を適正に誘導するとともに、土地利用規制が的確に機能するよう努める必要があります。用途地域については、土地利用の現状と将来構想を勘案しつつ、適切な用途地域の指定が行われるよう見直しを図っていく必要があります。

基本方針

計画的土地利用の推進による良好な市街地形成と産業立地の適切な誘導に努めるとともに、むらづくりと連携した公共交通網の形成を図り、各地域の実情に適応したむらづくりを進めます。

また、関係機関と連携しながら道路網の整備を計画的に進め、村内道路網の安全性、利便性の向上を図り、環境・景観に配慮した潤いのある道路空間づくりを進めます。

主要施策

(1) 立地適正化計画の検討

山林も含め地積の明確化を図るため、国土調査（地籍調査）を実施し、村域全体に係る土地利用計画の具体化を図り、立地適正化計画を検討します。

【関連する事業】 国土調査事業、社会資本整備総合交付金事業

(2) 農業振興地域の見直し

優良農地の保全及び未耕作農地の活用を図るとともに、農地と住宅地、工業地の混在の解消を図るため、農業振興地域について見直しを行います。

【関連する事業】 立地適正化計画に伴う見直し
榛東農業振興地域整備計画（マスタープラン）の変更

(3) 用途地域指定の見直し

住宅地を中心に利便性の高い生活環境を確保する観点から、農業振興地域の見直しに合わせ、用途地域指定についても見直しの検討を行います。また、用途地域指定区域外での無秩序な宅地化を防止するとともに、適正な宅地化を誘導する観点から、特定用途制限地域や地区計画等の導入、県央広域都市計画圏「都市計画区域マスタープラン」との整合を図ります。

【関連する事業】 社会資本整備総合交付金事業

関連する個別計画

- 都市計画区域における土地利用（立地適正化計画）の検討
- 国土調査（地籍調査）全村
- 榛東農業振興地域整備計画

第4章 豊かで活力あるむらづくり

基本施策1 農林業の振興

施策の体系

- ◎主要施策1 農業生産基盤の整備
- ◎主要施策2 農業経営環境の充実
- ◎主要施策3 農産物のブランド化に係るPR促進
- ◎主要施策4 耕作放棄地対策の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
新規就農者の支援	人	2 (H27~R1)	5
認定農業者の確保	人	39	45

現状と課題

本村の農業は、榛名山麓の肥沃な土壌を活かし、米や野菜、畜産を主体とした経営により成り立ってきました。しかし、急速なグローバル化により、農産物の価格競争は激化していることに加え、就農者の高齢化や担い手不足は顕著であり、農業経営は非常に厳しい局面に立たされています。

本村は、多種多品目の農産物の生産に適した地域ですが、この地域特性がマイナス方向にも作用していることも事実です。多種多品目の農産物が生産できるが故に、特定の品目に生産特化することができず、結果として、農産物のブランド化が進展しないという状況となっています。

そのため、TPP 対策を含め、今後も農業協同組合その他各種関連機関との連携を密接にし、農産物のブランド化に注力する必要があります。

本村における、農業の活性化については、個々の農家の農業収入の増加が重要です。このことから、農産物加工品の開発や観光農園の整備、インターネットを活用した積極的なPR等先進的な手法を用いて販路拡大を積極的に進めていくことが重要です。

近年の交通網等の整備により、本村は都市化が急速に進んでおり、これにより、農地のスプロール化が進んでいます。このことから、優良農地の積極的な保全も課題となっています。

併せて、遊休農地や耕作放棄地の活用対策の一環として、農用地の利用集積を計画的に進め、農地流動化の推進を図る必要があります。

なお、農業用水施設の老朽化も問題視すべき点であり、水需要の動向を踏まえつつ、当該施設の改修整備が必要となっています。

本村林業の経営状況については、価格の低迷や高齢化により、年々生産意欲が低下しており、放置山林は増加する一方となっています。このことから、森林の有する治水等の公益的な役割に焦点を当てながら、十分な管理体制を整備することが望ましいと考えられます。

畜産経営の状況については、農地と宅地が急速に混在化していることから畜産経営に対する苦情その他の問題が増加しています。畜産農家の公害防止意識の啓発を図るとともに、関連する公的機関をはじめ、農家と行政が十分に連携し、取り組んでいくことが望ましいと考えられます。

基本方針

農業は本村の主要産業であることから、計画的に遊休農地の活用や耕作放棄地の解消を進めていく必要があります。

農産物のブランド化を推進することは重要な課題であり、これとともに果樹等を主体とする観光農業の推進を図ることで、消費者のニーズに即した農業の多角化を推進していきます。

林業に関しては、村有林や民有林等の管理を行うとともに、林業経営の安定化を各種機関と連携しつつ、進めていきます。

畜産業については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産公害の防止策を図り、耕畜連携の一環として、堆肥の有効活用を促進します。

主要施策

(1) 農業生産基盤の整備

優良農地の確保に向け、農用地利用集積計画による農用地の集積を推進し、農業効率の上昇を目指します。また、遊休農地、耕作放棄地の活用を推進し、農用地の流動化及び集積に努めます。さらに、農業用水施設においては、受益者の需要及び動向を踏まえた改修整備を計画します。

【関連する事業】 農業用水維持管理事業

(2) 農業経営環境の充実

関係機関と連携し、農業の担い手に対して営農診断や営農改善方策についての情報を発信することで、農業経営者への支援の充実を図り、農業所得の向上及び農業経営の安定化を目指します。また、地域の多様な資源を活用した6次産業化等を促進し、農村全体の活性化を推進します。

【関連する事業】 経営体育成事業、6次産業化の取組推進・支援事業

(3) 農産物のブランド化に係る PR 促進

農業協同組合など関係機関と連携しながら、各種補助制度の活用やイベントを開催するなど消費者への PR を促進し、産地化を図ります。

【関連する事業】 村づくり産業祭、友好都市等のイベントへの参加

(4) 耕作放棄地対策の推進

耕作放棄地に対しては、補助金の活用や農業者の確保に努めることにより、耕作放棄地の解消を目指すとともに、優良農地を確保、農地中間管理機構の有効活用、地域の話し合いにより担い手への農地集約・集積化を図り荒廃農地対策を推進します。また、多面的機能支払交付金を活用し、農地の適切な保全・管理と良好な農村環境の維持を促進します。

【関連する事業】 耕作放棄地対策事業、中間管理事業

(5) 放置山林対策の推進

放置山林に対しては、交付金や補助金の活用により民有林における放置山林の解消に努め、山林の保全を図り、その管理と良好な山林環境の維持を促進します。

【関連する事業】 里山整備事業

関連する個別計画

- 農業経営基盤強化促進基本構想
- 榛東村酪農・肉用牛生産近代化計画書
- 榛東村果樹産地構造改革計画

施策の体系

- ◎主要施策 1 商業経営の充実
- ◎主要施策 2 工業経営環境の充実
- ◎主要施策 3 創業者への支援

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
村内での創業者	事業者	1	2
特産品開発支援数	件	0	2

現状と課題

本村の商業環境は、近隣市町での大型店舗の建設や道路網の整備により商圈人口の流出が続き、厳しい経営環境が続いています。

各商店は、大型店舗の役割、個人店舗の役割等を確立することはもちろん、新型コロナウイルス感染症に対する工夫や、それぞれのお客様のニーズに合わせた経営努力を行うことが重要となります。併せて、村と商工会が協力して経営者の支援を行うことが重要となります。

本村の工業は、景気の影響を受けやすい零細・小規模企業が大半を占めています。

経済環境の変化に対応するため、商工会と協力して既存企業の経営基盤の強化を支援し、企業経営の近代化や安定化を図っていくことが必要となっています。

また、新たに起業を考えている新規事業者への支援についても、商工会及び金融機関等と連携を図りながら、推進していく必要があります。

基本方針

商業については、それぞれの消費者のニーズに対応するため、個々の商店の努力促進を図るとともに、商工会と協力して、経営面・資金面における事業者への支援を強化していきます。

工業については、景気の変化に対応するため、経営基盤の強化を商工会と協力して支援していきます。

また、起業や創業を考える新規事業者に対しても、積極的に支援・育成を行い、村のさらなる商工業の活性化を図ります。

主要施策

(1) 商業経営の充実

商店の近代化・安定化を図るため、各種融資制度の活用を推進するとともに、融資についての利子補給を行い経営基盤の強化について支援します。

また、商工会組織の充実強化についても積極的に支援し、商工会と協力しながら商業の活性化に努めます。

【関連する事業】 小口資金融資促進事業、商工振興事業費補助事業

(2) 工業経営環境の充実

企業の経営安定化を図るため、各種融資制度の活用を推進するとともに、融資についての利子補給、保証料の補助を行い経営基盤の強化について支援します。

【関連する事業】 中小企業制度資金借入金利子補給事業

(3) 創業者への支援

村内で起業・創業を希望する新規事業者への各種支援を商工会及び金融機関等と連携して行い、さらなる村商工業の活性化を図ります。

【関連する事業】 創業相談窓口の設置

関連する個別計画

○創業支援事業計画

施策の体系

- ◎主要施策 1 観光資源の有効活用
- ◎主要施策 2 観光資源の宣伝活動の強化
- ◎主要施策 3 農村・山村ならではの観光の推進

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
観光客数	人	72,733	200,000
観光消費額	千円	53,735	70,000

現状と課題

本村では、ふるさと公園を中心とする観光ゾーンを形成し、各種観光施設の有効活用を図ってきましたが、核となるふるさと公園の老朽化が目立ち、その魅力が失われつつあります。

また、事業者の高齢化による観光果樹園の規模縮小など、全体的な観光産業は厳しい状況にあります。

しかし、近年都市部から自然を求めてキャンプやバーベキューを行う観光客や、都会では珍しくなったホテルの鑑賞を目的に都会からの観光客が目立つようになりました。

これまで、都市住民の来村は短時間に終わり、リピーターとなり得ない状況でしたが、緑豊かな本村の特性を生かして、自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動の推進を図っていく必要があります。

また、中国・台湾などからのインバウンド観光客についても増加傾向にあり、見逃せない客層となっています。

基本方針

本村の観光スポットの核となる施設及びその周辺施設の魅力増進を図るとともに、施設同士のネットワークを強化させ、観光客の村での滞在時間をより延ばせるよう体制づくりを推進します。

また、豊かな自然環境を活用し、本村ならではの農業体験・自然環境の中でのレクリエーション等、都市住民に向けた交流機会の提供に努めます。

主要施策

(1) 観光資源の有効活用

しんとうふるさと公園をはじめ、観光の拠点となる観光施設の魅力回復及び磨き上げを行い、観光資源の有効活用を図ります。

また、本村ならではの伝統文化や農業体験等を生かした観光スポットの創出に努めます。

【関連する事業】 観光看板修繕事業、ふるさと公園維持管理

(2) 観光資源の宣伝活動の強化

まだ本村の知名度は低く、村の観光施設、特産品共に世間に認知されていないため、積極的に観光イベントへの参加・創出を行うとともに、観光チラシやパンフレット、啓発品等の作成・配布により村のPR活動を推進していきます。

【関連する事業】 観光ガイドマップ作成・配布事業、各種観光イベントへの参加

(3) 農村・山村ならではの観光の推進

近年都市部より自然環境での余暇活動のため本村へ訪れる客が増加傾向にあります。

都市地域からの観光客に自然や農村環境を体感しながら本村を周遊してもらえよう、農村ならではの農業体験や農村イベントにより交流機会の創出に努めます。

【関連する事業】 創造の森維持管理、グリーンツーリズム推進事業

施策の体系

- ◎施策 1 雇用の場の創出
- ◎施策 2 労働者福祉の向上

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
勤労者住宅建設資金利子補給申請数	件	57	60

現状と課題

昨今の経済は、金融危機後の最悪期を脱し、持ち直しに転じているとの見方が示されていますが、零細・中小企業を中心である本村では、依然として全国的に言われている景気の回復は感じられません。

このような状況に加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大による影響も重なり、ハローワーク渋川管内での有効求人倍数は 0.9 倍と低くなっています。また、本村の商工業の経営環境は依然として厳しい状況が続いており、新規雇用を積極的に行う事業者は少ない状況にあります。

第 1 次産業の就業者数は年々減少している一方、第 3 次産業については年々増加しており、農業者の高齢化とともに農畜産業の衰退化が問題視されています。

さらに、村内で求人が出されている業種は限られているため、就業機会と就業の選択肢の減少により村外の企業に就業するケースが大半を占めており、若者や就業人口の流出の原因となっています。

今後、就業機会の拡充により若者の流出を押さえ、人口減少に歯止めをかけることを始め、村内での就業・雇用の場を創出する観点から、本村の地域特性に適した企業の誘致や育成を推進していくとともに、商工会と連携し、村内商工業の振興を図っていく必要があります。

また、性別や年齢などを問わず勤労意欲の高い住民が働きやすい環境の整備、安定した雇用の確保と就業条件の向上を商工会と協力のもと、促す必要があります。

さらには、村内就業者が健康で快適な生活を送れるよう、勤労者住宅建設資金利子補給制度等の利用促進、子どもを育てながら仕事を続ける場合の勤労者対策、高齢社会の到来を迎え 65 歳までの継続雇用の確保等により、勤労者福祉の向上を図ります。

そして、商工業のみでなく、減少傾向にある農業についても、新規就農者への支援を推進していくことが重要です。

基本方針

新規雇用の場を創出するため、本村の地域特性に適した企業の誘致や、創業者への支援・育成を行っていきます。

また、新規就農者への指導・支援についても推進していきます。

主要施策

(1) 雇用の場の創出

商工会と協力し、創業希望者への支援や村の環境特性にあった企業の誘致を積極的に推進し、雇用の場の創出を図ります。

【関連する事業】 企業誘致促進事業、創業希望者支援事業

(2) 労働者福祉の向上

勤労者が健康で快適な生活を送れるよう、勤労者住宅建設資金利子補給制度等の利用促進に努め、労働者福祉の向上を目指します。

また、子どもを育てながら働く女性等への支援を推進します。

【関連する事業】 勤労者住宅建設資金利子補給制度促進事業

第5章 自然と安全・安心を守るむらづくり

基本施策1 自然環境・景観の保全

施策の体系

- ◎主要施策1 河川水路整備の促進
- ◎主要施策2 保水機能施設の整備
- ◎主要施策3 環境問題の啓発
- ◎主要施策4 ごみの不法投棄を許さないむらづくり
- ◎主要施策5 環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの意識の高揚

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
河川水路整備	箇所	1	1
小水路改修整備	箇所	3 (H28~R1)	1

現状と課題

本村の河川は利根川水系の一級河川が9河川あり、村の北西部から南東部に流れています。改修整備が完了した河川もありますが、未整備区間や河床改良の必要な河川等も多く残されているため、継続した改修計画と整備促進を図り、水辺環境整備による景観の保全が必要となっています。

自然環境は、廃棄物問題から地球温暖化問題まで私たちの暮らしに極めて多岐にわたって深く関わっています。これらの環境問題を解決していくためには、一人ひとりが環境に対する考え方や認識を改め、自ら行動を起こす必要があります。

本村では、環境美化推進協議会が組織され、不法投棄の防止活動としてクリーン作戦及びエコフェスタ（環境祭）を実施し、村内の環境保全を推進しています。

今後とも住民のごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、大切な資源としてリサイクルし、ごみの減量化に努めるとともに、不法投棄の防止や資源の再利用などに総合的に取り組む必要があります。

また、低炭素社会の実現に向け環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図っていく必要があります。

基本方針

河川における安全性の確保のため、河川改修の促進を関係機関に要請し、環境保全として水質の浄化については、公共下水道等の整備促進を図ります。

ごみの減量化と資源化を積極的に進め、迅速な収集体制及び処理体制の充実に努めます。

また、不法投棄防止のため、パトロールを強化し、美しい衛生的な地域づくりに努めます。

環境問題については、住民一人ひとりのごみ処理に対する意識の高揚を図りつつ、大切な資源として再利用することでごみの減量化に努めるとともに、不法投棄の防止などを総合的に取り組む必要があります。

また、二酸化炭素削減のため、太陽光発電をはじめとするクリーンエネルギーの促進に努め、低炭素社会の実現を図る必要があります。

主要施策

(1) 河川水路整備の促進

水害発生を未然に防止するため、危険箇所及び未整備区間の改修整備（河川景観等に配慮した改修整備）を関係機関に要請します。

【関連する事業】 県砂防事業

(2) 保水機能施設の整備

住宅地及び都市的な土地利用の開発に伴う保水機能の低下を抑制する観点から、雨水流出量の増大に対する治水対策としては、調整池等の設置を検討します。

【関連する事業】 小規模農村整備事業

(3) 環境問題の啓発

エコフェスタ（環境祭）やリサイクルイベントの開催や、広報によりごみ処理に対する住民の意識の高揚を図りつつ、環境問題の啓発に取り組みます。

【関連する事業】 エコフェスタ（環境祭）、リサイクルイベント

(4) 不法投棄を許さないむらづくり

監視パトロール、クリーン作戦及びリサイクルイベントを実施し、不法投棄を許さないむらづくりに取り組みます。

【関連する事業】 環境美化推進協議会事業

(5) 環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの意識の高揚

住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金を引き続き交付し、住民に環境への負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進に努めるとともに、環境意識の高揚を図ります。

【関連する事業】 住宅用太陽光発電システム設置整備事業費補助金、エコフェスタ（環境祭）

施策の体系

- ◎主要施策 1 交通安全
- ◎主要施策 2 消防
- ◎主要施策 3 防災
- ◎主要施策 4 防犯

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
外側線等の整備	km	1.21	3 (毎年)
カーブミラーの整備	箇所	12	12 (毎年)
消防自動車の更新	台	1 (H29)	1 (16年毎で次回 R5)
耐震性貯水槽 (防火水槽) の設置	基	3	3 (4年毎。次回 R5)
村職員対象の防災訓練の実施	回	0	1 (毎年)
防犯灯設置	基	1,543	1,643

現状と課題

【交通安全】

近年の高崎渋川バイパスや幹線道路等の道路網の整備により、村内においても交通量は増加の一途をたどり、幼児や小中学生・高齢者の交通事故等の危険は年々増加しています。また、宅地開発や大型店舗進出等により、出会い頭の交通事故等に遭遇する危険や、高齢者ドライバーによる交通事故等も増加しています。

このような状況の中、交通安全会と交通指導隊による夜間パトロールや一斉街頭指導、市町村交通安全日や全国・群馬県交通安全週間において交通パトロールを実施するなど、交通安全啓発にさらに力を入れていく必要があります。また、幼児や小中学生を対象に交通安全教室を開催し、交通ルールの大切さを理解してもらう運動を継続して実施するとともに、交通被害者・加害者を出さないよう、啓発とパトロールを強化していくことも重要です。

【消防】

少子化による家族構成の変化や都市化の進展による生活様式の急速な変化により、火災の発生原因及び消火活動は複雑の一途をたどっています。また、サラリーマンの団員の増加、勤務先の多方面化も進み、団員の確保において従来以上に難しい状況を迎えつつあります。幸い本村については、現在、団員の充足率は95%を超え、周辺他市町村と比較した場合、自衛の手段としての消防活動の意識は高くなっています。なお、自主防災組織もすべての自治会に組織され、活動を行っています。

しかし、今後、少子化はさらに進み、ライフスタイルの変化も想定されることから、常備消防との連携、消防設備の近代化、火災予防に対する普及啓発活動等を強化し、自助、共助、公助を組み合わせることにより切れ目ない消防活動が必要となります。

【防災】

近年は、日本各地で、地震や大雪、土砂崩れ、洪水などの大規模な自然災害が発生し、多くの市町村が被災しています。本村でも地震や大雪による大規模な被害を受けており、これから起こりうる様々な自然災害に対して、より一層の備えをする必要があります。

今後の課題としては、平成27年に策定された地域防災計画の住民への周知、住民の防災意識の向上、災害時の村職員の対応の迅速化、災害備蓄品の拡充などが挙げられます。

【防犯】

本村での防犯に関する活動団体は多数あり、それぞれ独自の活動を行っていますが、防犯に関する情報交換や活動の促進を図るため、それら諸団体を統括する機関の設置が必要となっています。

防犯灯は約1,500基が設置されており、今後も設備の計画的な設置が必要となります。

防犯カメラについては、既設設備の適切な管理に努めます。

「榛東村安全安心むらづくりに関する条例」に基づき、住民・行政・関係機関が一体となった防犯体制の強化とともに、住民の防犯意識の高揚を図ることが求められています。

基本方針

【交通安全】

幼少期から交通安全啓発を図り、交通事故に遭わないように交通ルール遵守の徹底と、交通安全会の人形劇や交通安全教室を通して、交通安全思想の普及を徹底します。

ドライバーに対しては、交通安全会や交通指導隊によるパトロールを通し、交通事故の重大さや危険性を伝えていきます。

カーブミラーや外側線など、交通安全施設の整備を徹底して行い、交通事故を抑制します。

【消防】

消防団活動のPRを強化し入団希望者を確保します。火災予防啓発チラシの配布や自主防災組織と連携した普及啓発活動を強化します。

耐震性貯水槽、消防自動車の整備を行い、消火活動の強化、迅速化を図ります。

【防災】

住民の生命、財産を最大限に守れるよう、全職員が災害に対する知識や能力を身につけます。また、住民に「自分の生命、財産は自分で守る」という意識を高く持ち、日頃から避難経路の確認や備蓄品を備えるよう啓発します。

村と住民はお互いが保有する情報を共有し、一方に依存すること無く、協力して自然災害を乗り越えられるような関係作りを目指します。

【防犯】

犯罪を防ぎ、治安を向上させ、住民の安全な生活を確保するため、防犯灯や防犯カメラなど防犯設備の充実を図るとともに、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの防犯活動を推進します。

主要施策

(1) 交通安全

① 交通安全教室の実施と交通安全啓発

幼児や小中学生を対象に、交通安全教室を開催し、交通事故の重大さと交通ルール遵守の徹底を指導します。

② 交通安全会による啓発活動

交通安全会では毎年広報誌の発行や一斉街頭指導、看板設置、カーブミラー清掃等様々な活動を実施していますが、さらに強化を行い、交通事故0に向けて活動を継続します。

③ 交通安全施設の整備

カーブミラーや外側線等の交通安全施設を整備し、交通事故等の抑制を図ります。

【関連する事業】 交通安全施設整備事業

(2) 消防

① 予防活動の強化

自主防災組織や防災ボランティアとの連携により、火災予防活動の充実を図ります。

② 消防体制の強化

広域行政としての常備消防体制の充実を図るとともに、非常備消防体制との連携を強化し、団員の消防技術向上及び団員の確保に努めます。

③ 消防水利施設の整備

消防力の向上を図るため、消防自動車の更新を図るとともに、消火栓や防火水槽の整備を進め、消防水利施設の向上を図ります。

【関連する事業】 耐震性貯水槽整備事業

(3) 防災

① 村職員対象の防災訓練の継続的な実施

毎年1回以上の防災訓練を実施します。

② 地域防災計画の住民への周知

広報紙やホームページを活用し、地域防災計画や防災情報の周知を図ります。

③ 村と自治会の協力による防災訓練又は意見交換会を開催します。

【関連する事業】 榛東村防災訓練、しんとう安全・安心メール配信

(4) 防犯

① 防犯設備の充実

老朽化した既設防犯灯については、計画的な設備更新を図るほか、各自治会の要望に基づき必要性の高い箇所から新規の設備設置を進めます。

② 防犯活動の推進

警察、学校、PTAなどの関係機関と連絡を密にして見守り体制をつくり、防犯意識の高揚を図るとともに、青色防犯パトロール車による安全パトロールの実施や犯罪発生情報を迅速に伝達するなど、青少年の健全育成を含めた広範な防犯活動の推進を図ります。

【関連する事業】 防犯設備整備事業

関連する個別計画

- 榛東村地域防災計画

第6章 自主自立のむらづくり

基本施策 1 行財政改革の推進

施策の体系

- ◎主要施策 1 行政改革
- ◎主要施策 2 人事管理の適正化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
人事管理の適正化 定員管理計画	人	100	109

現状と課題

現在、村の行政組織は、9課2局で組織しています。社会・経済情勢の変化、多様化する住民ニーズに対応するための体制となっているかを常に確認する必要があります。マイナンバー制度や税と社会保障の一体改革、デジタル化の推進など、次々と変化する制度・法律に的確に対応していけるよう、職員資質の向上はもとより、さらなる行政改革を進めていく必要があります。

多様な地域課題の克服と今後の行政需要に機敏に対応するためには、村の業務を効果的かつ効率的に執行するとともに、業務に必要な人数を把握し、適正な人員計画を行う必要があります。

基本方針

社会・経済情勢の変化、多様化する住民ニーズを捉え、これに着実に対応する組織改革・行政改革を適宜行います。

主要施策

(1) 行政改革

- ① 村営施設の運営、行政事務の民間委託等のさらなる推進を検討します。
- ② 柔軟な組織改革を実施します。
- ③ 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適切な管理を推進します。

- ④ マイナンバー制度等各種制度改正への適切な対応を実施します。

【関連する事業】 公共施設等総合管理計画に基づく施設管理の推進

(2) 人事管理の適正化

- ① 最少人数で最大の効果を発揮できる職員育成に努めます。
- ② 再任用制度については、人事の活性化の妨げにならないよう配慮しながら運用します。
- ③ 課内及び各課の連携・協力体制を一層強化することで、事務事業能率の向上を図ります。

【関連する事業】 職員定員管理適正化計画の見直し

関連する個別計画

- 公共施設等総合管理計画
- 職員定員管理適正化計画

施策の体系

- ◎主要施策 1 広報活動の充実
- ◎主要施策 2 広聴活動の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
ホームページ閲覧数	Pv/月	14,834	30,000
パブリックコメント実施回数	回/年	2	6

現状と課題

広報活動では、村広報紙「広報しんとう」を発行するとともに、自治会への回覧板、ホームページ、防災行政無線、しんとう安心・安全メールを通じて、住民への情報提供を行っています。

広聴活動としては、パブリックコメントや各種アンケート調査の実施、電子メールによるお問合せなどにより、多様化、高度化する住民ニーズを的確に把握することに努めています。

情報伝達のさらなる多様化・高度化を目指してホームページなどを積極的に活用して情報提供・情報発信の充実を図ります。また、情報通信技術の進歩により、時代に応じた情報発信手法に見直し、住民参加を推進するための広聴システムの構築について検討する必要があります。

基本方針

住民と行政の連携強化が求められている中、住民への効果的かつ迅速な情報提供や広く住民の声を聴く機会の充実が求められています。このため、住民の立場に立った分かりやすい情報提供に努め、ホームページなどを活用した情報発信の充実を図るとともに、SNS等の活用や、新聞、各種メディアへの情報提供を適時に行うことで、情報の多様化を進めます。

主要施策

(1) 広報活動の充実

- ① 毎月発行している「広報しんとう」の一層の内容充実に努めます。
- ② ホームページにCMS（コンテンツマネジメントシステム）を導入することにより、即時性を高めた情報発信・情報提供の充実に努めます。

【関連する事業】 「広報しんとう」発行（年12回）、村ホームページ更新（随時）

(2) 広聴活動の充実

- ① 各種アンケート調査の実施により、行政に関する住民ニーズの把握に努めるとともに、必要に応じて公聴会や懇談会を開催することにより、住民意見を聴く機会の充実に努めます。
- ② 主要な計画の策定や施策の方針決定は、パブリックコメントにより、広く住民の意見を取り入れ、理解と協力を得ながら、ともに実践行動ができる環境を整えます。
- ③ 住民からの問い合わせ等に的確に対応できるよう広聴体制の整備を図ります。

【関連する事業】 パブリックコメント

施策の体系

- ◎主要施策 1 電子自治体の構築
- ◎主要施策 2 行政事務の情報化

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
マイナンバーカードの普及	%	8.4	100 (R4)
行政手続のオンライン化の推進	手続	1	検討中
国の標準化基準に準拠した個人番号利用事務系業務システムへの着実な移行	—	未着手	完了

現状と課題

スマートフォンを始めとする情報機器の進化及びインターネット環境の普及は、現代の生活において欠くことのできないものとなっており、利便性の向上に活用されています。行政においても、社会保障・税番号制度の推進を代表として、事務の ICT 化は加速度的に進展しています。

新型コロナウイルス感染症の影響により、テレワークや Web 会議などインターネット通信を活用した新たな取組が広がっています。他方、通信環境の進展は、情報資産の管理や保護をより繊細かつ高度なものにしています。

本村では、平成 28 年度に情報系業務システム、個人番号利用事務系業務システム、インターネット環境の 3 系統を物理的に分離し、行政情報システムにおける情報セキュリティ対策を強化しました。

村が保有する情報資産を保護するため、技術的・物理的に情報セキュリティ対策を強化していくほか、職員の情報セキュリティに対する意識の向上による人的な対策の強化を併せて継続的に実施していく必要があります。

基本方針

情報セキュリティ対策を十分実施しながら、行政の情報化を推進し、事務の効率化、行政サービスの向上を図ります。

情報通信基盤の整備を促し、住民のむらづくり活動のための必要な施策の推進に努めるとともに、積極的な情報発信による産業活動の活性化や防災情報体制の整備に努め、情報化社会の変化に対応できるむらづくりを目指します。

主要施策

(1) 電子自治体の構築

- ① 国が進めるマイナンバーカードの普及に取り組みます。
- ② マイナンバーカードの利活用を含めたオンラインによる住民サービスの向上を図ります。

【関連する事業】 個人番号カード関連事業、オープンデータ

(2) 行政事務の情報化

- ① 国の施策等に確実に対応した個人番号利用事務系業務システムの改良、更新及び事務事業の効率化に資する情報系システムの導入、更新により情報化を推進します。
- ② 本村が保有する情報資産を意図的、非意図的の他様々な脅威から保護するため、情報セキュリティ対策を実施します。
- ③ 住民の利便性の向上を図るため、住民票等のコンビニ交付や庁外交付システムの導入を検討します。また、行政手続のオンライン化を推進します。

【関連する事業】 自治体クラウドの導入、情報セキュリティポリシーの運用、コンビニ交付

関連する個別計画

- 榛東村情報セキュリティポリシー

施策の体系

- ◎主要施策 1 男女共同参画社会の推進
- ◎主要施策 2 人権教育・啓発推進体制の充実

目標指標

目標項目	単位	基準値 (R1)	目標値 (R7)
特設人権相談所開設日数	日	2	2
人権擁護委員	人	4	4

現状と課題

平成 11 年 6 月に制定された男女共同参画社会基本法では、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」としています。そのため、法の趣旨にのっとり男女共同参画社会の形成を促進していく必要があります。

近年、非正規労働者の増大をはじめ、雇用の不安定化、社会保障の持続の可能性などの課題が生じている中で、女性の活躍の重要性がこれまで以上に増しています。

本村の人権に関する現状を見てみると、住民の人権意識は着実に高まっていますが、同和問題をはじめ女性・子ども・高齢者・障がい者等に対する偏見や虐待など、人権に関する課題がなくなったわけではありません。

国際化・情報化等の社会の変化に伴い、プライバシーに関する問題やインターネットによる人権侵害といった新たな課題が生じてきています。

このような中で、あらゆる機会を通じて人権意識の高揚を図り、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、日常生活の中で人権を相互に尊重し合う態度や行動がとれるよう、関係機関と連携し、誰にでも暮らしやすい地域社会の実現を目指して、人権教育・啓発の推進を図ることが必要となっています。

基本方針

社会生活において、男女がお互いを尊重し、社会において対等な構成員として責任を持ち、一人ひとりの個性やライフスタイルに合わせて豊かに生活できるよう、個人の尊重と男女平等の意識啓発を進め、男女共同参画の推進を図ります。

人権尊重の理念を、自己の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して、人権を相互に尊重しあう地域社会の実現のため、あらゆる機会を通じて人権を習慣・文化として日常に定着させ、すべての住民が一人ひとりの人権を尊重した考え・行動をとることができるよう、関係機関と連携を図り、人権教育・啓発の推進を図ります。

主要施策

(1) 男女共同参画社会の推進

- ① 女性に対するあらゆる暴力の根絶、固定的な性別役割分担意識の見直しなど、男女共同参画の意義や必要性について県関係機関との連携により、広報紙などを通じて積極的に意識啓発を推進します。
- ② 男女共同参画の推進を図るため、「第2次榛東村男女共同参画基本計画」の推進に努めます。

【関連する事業】 DV等相談窓口の開設、村民意識調査

(2) 人権教育・啓発推進体制の充実

同和問題をはじめ、女性に対するドメスティックバイオレンスやセクシャルハラスメントなどの問題、児童虐待や高齢者に対する虐待・偏見等の問題、障がい者、外国籍の人たち、性的マイノリティーへの偏見、その他の人権問題など関係各課並びに関係機関と連携を図り、あらゆる機会を通じて意識啓発を推進します。

「人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画」の推進に努めます。

【関連する事業】 村内事業所へ企業向け人権啓発パンフレット配布、人権講演会

関連する個別計画

- 榛東村第2次男女共同参画基本計画（平成29年度～令和8年度）
- 人権教育・啓発の推進に関する榛東村基本計画

